

平成20年度漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査瀬戸内海海ごみ対策検討会
専門部会合同部会

平成21年1月22日

【環境省（牧）】 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより瀬戸内海海ごみ対策検討会第3回合同専門部会を開催いたします。

岡山県の田中課長がまだお見えじゃないんですが、始めさせて……。今到着いたしました。

ご出席の委員の皆様には、ご多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。議事に先立ちまして、当事務所長であります池田からごあいさつを申し上げます。

【環境省（池田）】 皆さん、おはようございます。環境省中国四国地方環境事務所の池田でございます。

委員の皆様方につきましては、お忙しいところをこのようにお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

当瀬戸内海海ごみ対策の検討は、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査の一環としまして、平成18年3月に検討会を立ち上げまして検討を開始したところでございます。

平成19年度を振り返りますと、漁協の協力を得まして瀬戸内海全41地点で海底ごみの実態の調査を行いまして、海底ごみの実態を明らかにするとともに、回収処理の実態把握に努めたところでございます。今年度はさらに3つの漁協の協力、それから地域の協力を得まして、より具体的に海底ごみ回収処理のモデル実験を行ったところでございます。また、昨年12月21日には広くこうした成果の周知を図るため、倉敷市におきましてシンポジウムを開催いたしました。この間、本日まで、当合同部会も含めまして、実態把握専門部会は8回、発生抑制専門部会は6回、回収処理専門部会も同じく6回開催いたしました。この間、委員の皆様方には大変ご活発なご議論をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

本日はこの約3年間にわたります調査の締めくくりの合同部会でございます。本日は、今までの取り組みの全体像を改めてご説明するとともに、今年度行った事業についてのご報告をいたします。この調査におきまして解明された部分もございます。また、今後の課

題となる部分があるかと思えますけれども、本日はそのあたりも含めましてご活発な議論を期待しております。

きょうはどうかよろしく願いいたします。

【環境省（牧）】 昨年7月ですが、これまで海ごみの担当をしておりました飯野が異動になりまして、その後、中野と水信という者が引き続いて担当しておりますので、この場をおかりしまして自己紹介をさせていただきます。

【環境省（中野）】 昨年7月から海ごみを担当させていただいております中野と申します。どうかよろしく願いいたします。

【環境省（水信）】 同じく7月から参りました、飯野の後任の水信と申します。よろしく願います。

【環境省（牧）】 今後ともよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

委員名簿、議事次第、座席表。それから、資料－1が「平成20年度瀬戸内海海ごみ対策検討会報告書（案）」。資料－1の別添としまして海ごみ回収処理の推進の手引……。違ったかな。大体そんな感じですが。資料－2「平成18年度から平成20年度までの瀬戸内海海ごみ対策検討会の取り組み成果」。あと、参考資料としてシンポジウムアンケート集計表。それから、修正案は出していましたっけ。手引の課題の修正はこれから……。1枚紙でもう1つあるんですが、後でお配りいたします。

以上、不足はございませんか。ないようですね。

今回で当検討会での専門部会は最後となります。時間の制約はございますけれども、活発なご意見をお願いしたいと思っております。

それでは、始めさせていただきます。磯部部会長のほうでよろしく願います。

【磯部部会長】 それじゃ、皆さん、おはようございます。実態把握専門部会の部会長をさせていただいております日本福祉大学の磯部と申します。きょうの全体の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

3つの専門部会が、2006年3月に立ち上げられた瀬戸内海海ごみ対策検討会のもとで、それを受けて設置されまして、これまでさまざまな議論を重ねてまいりました。さらに本年度は、先ほど所長さんもおっしゃいましたが、瀬戸内海海ごみ対策検討会による検討の実質的な最終年度になりますし、それを受けて合同部会及び瀬戸内海海ごみ対策検討

会も今年度で終了するという予定でございます。本日は、これまでのご議論を踏まえまして、検討の成果を平成20年度事業報告書としてまとめてまいりたいと思います。そのために、各専門部会への認識を共有するというところで今回のご審議をお願いいたしたいと思っております。

時間の都合もございまして、まずは平成20年度に行われた事業についてご審議をいただき、その後、3年間の成果のまとめについてご審議をいただこうと思っております。

その進め方でございますが、20年度の事業の説明を、海ごみ持ち帰り事業、それと海ごみ対応キャンペーン事業、それから海ごみ回収処理の推進のための手引という3つに分けて、海ごみ持ち帰り事業及び海ごみ回収処理の推進のための手引については、回収処理専門部会の部会長をなさっていらっしゃいます田中部会長から、それから、海ごみ対応キャンペーン事業につきましては、発生抑制専門部会の部会長をなさっていらっしゃいます柳部会長の司会のもとで、それぞれ質疑応答、意見交換の時間をとろうと思っております。そういう進め方でよろしいでしょうか。

それでは、早速始めてまいります。まず事務局から、平成20年度事業、海ごみ持ち帰り事業につきましてご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【環境省(中野)】 それでは、お配りしております資料-1の3ページ目をごらんいただければと思います。第2章「海底ごみ持ち帰り実験事業について」ということで記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

まず、名称について訂正させていただきたいと思いますが、前回、昨年6月の部会では海ごみ等回収処理高度化促進事業とさせていただいておりましたが、事業の実施に際しまして事業内容のわかりやすさ等を踏まえて、海底ごみ持ち帰り実験事業とさせていただきます。以後、この名称でお願いしたいと思います。

次に、2.1「目的」ですが、昨年度に実施しましたアンケート調査で、漁業者の側と市町村の廃棄物処理グループの側で、海底ごみの回収処理を進める上で問題・課題とされているような事項について調査いたしました。その結果、問題・課題として、そこに書いてございますような、海ごみ等の回収処理の現場で担当する当事者それぞれの回収にかかるコストと手間が負担になっておると。それから、分別が不徹底であるということで、廃棄物の焼却炉等が傷むなどといった問題が挙げられてございます。

そこで、今後、回収処理に係る取り組みを一層進めていただくためということで、現場の対応の注意・工夫点などを整理した「対応の手引き」というものを策定すること

を目的にしまして本事業を実施しております。また、この実験事業によって実際に回収処理された海ごみ等の量等について分析するという事で、海底ごみのさらなる実態把握も行うこととしております。

次に2. 2「実施方法」についてですが、瀬戸内海の海域で操業している岡山県から愛媛県までの漁業組合を対象として、漁法としては小型底引き網等を想定して募集を行っております。具体的な募集先としては次の4ページ以降の表2. 2-1から2. 2-6までに示す組合に募集資料を配付してございます。

次に、13ページの2. 3をごらんいただければと思います。その募集によって12の漁協から応募がございまして、その応募があった中から、該当する市町村でありますとか操業海域、関連漁法等々を考慮して、実験事業を行う漁協の選定を行っております。その過程で、参加可能隻数が極端に少ないような漁協等をまず外してございまして、さらに、聞き取りを実施しまして、今回の事業を実施しなくても既に取り組みがかなりされておる組合・漁協、それから、海域の重なり等についても考慮して最終的に3つの漁協を選定させていただいております。

次に、今回事業を実施した3つの漁協について、取り組みの結果を説明させていただきます。14ページの2. 4をごらんいただければと思います。

まず、広島県の安芸津漁業協同組合での取り組みについてご説明いたします。

安芸津の漁業協同組合では既に数十年、長きにわたって持ち帰りを継続的に実施されております。持ち帰ったごみは家庭ごみとして処分されております。一方、海底ごみ受け入れにご協力いただく竹原広域行政組合では、担当者のほうで当初、海底ごみの処理は困難ということで認識されておったんですけれども、本実験事業の終了後には、当初考えていた海底ごみのイメージと実際に持ち帰られる海底ごみとがかなり異なっていたという話をされてございまして、本実験によって海底ごみについての理解が進んだと考えております。特に、モデル事業を実施する前に平成19年度に実施した海底ごみの調査結果等について、海底ごみの種類、プラスチック、ビニール系が多いとか、想定される回収量とかを数値でお示しすることでかなり理解を得ることができたと考えております。また、実際に事業を進める上で出てきた海底ごみもごらんいただいて、より一層理解を進めていただいております。

漁業組合での取り組みとしましては、保管施設を工夫いただいて、乾燥しやすい、塩分を除去できるようなという取り組みも実施いただいております。また、海底ごみの混入

防止につきましても地域のボランティアとの連携で問題が解決するという取り組みを実施しております。さらに、実態把握の面でも組合員のご協力をいただきまして、継続的に同一操業地域でのごみ量の変化について把握できております。

それでは、時間もございませんので、かいつまんでですけれども、項目ごとの調査結果を説明したいと思います。

まず、2. 4. 1の組合の状況ですけれども、14ページ、15ページの記載をごらんいただければと思いますが、ポイントとしましては、まず、漁法については小型底引き網、手繰第2種、これはつめがないものですが、それで操業されております。それから、おおよその操業地域が図2. 4-1に書いてございますとおりでございます。それから、持ち帰りの参加経営体数が9隻、港は1カ所などとなっております。

それから、16ページをごらんいただければと思います。保管場所についてでございますが、16ページの上のほうに写真を載せてございますが、この箱は近隣の輸入業者の方から、荷物を運搬する際に使用していた木製の枠を譲り受けて利用されているということで、水分の乾燥の面で効果的なものでございます。

それから、中段の「混入防止措置等」ということで、ここの保管場所では「注意書き」で一般のごみの箱ではないということを明示して混入を阻止しようとしたんですけれども、逆に、実際に調査を実施したところで、釣り客などの方が置いていったと思われるごみが混入されたと。これは組合のほうで、地区のボランティアの方にご協力いただいて除去するという取り組みを実施してございます。

それから、16ページの下のほうで「分別」ですけれども、この安芸津の組合につきましては従来から分別を実施しているということもあって、実際の取り組みにおいても分別はきちんと実施することができております。

それから、17ページの上のほうで前処理でございますが、海底から引き揚げられたごみにつきましては船のポンプで、海水で泥を洗い流していたと。そのため、泥の付着とかにおいの問題とかはないという結果が得られております。乾燥につきましては、先ほどご説明しました木の枠の保管場所で天日干しのようにおるということです。

それから、17ページの中段にタマネギ袋のような網の袋が、この中に魚網が入っていたりしますが、こういう、水分が抜けやすい袋を今回使っていただきまして、保管場所とあわせてかなり乾燥ということを行うことができた。それから、塩分も、保管場所に置いてある間に雨で多少洗い流されるということも期待できたと。そういうこと

で、組合員の手間をあまりかけずにうまく対応できたということでございます。

それから、漁業系の廃棄物、17ページの中段のような形で、基本的にはほとんどそういうものの混入はなかったんですけども、一部、海底から引き揚げられた魚網の一部みたいなものが混入しておりましたので、それは業者への処分をお願いしております。

それから、18ページに参りまして、受け入れ施設との調整でございますが、当初、竹原の広域の組合につきましては処理が困難であるという認識で言っておられたんですけども、昨年度の調査結果での説明、それから、実際に収集したごみの状況のご説明を重ねることで、実際の受け入れの際に対応していただいております。それから、処理困難物のようなトラブルはございませんでした。施設側の担当者とお話ししていて、海底ごみのイメージというものがかなり固定的なものをお持ちのようで、ただ、実際に事業を実施して、揚がってくるものを見ていただくと、かなりイメージが違うということで、こういうものであれば受け入れられるのではないかとということで理解が進んで、受け入れも進めていただいております。

それから、20ページをごらんいただければと思います。今回、海底ごみの量について調査をしていただきまして、2.4.3「サンプル船のデータについて」というところでございますけれども、1日当たりのごみの量のデータをとっていただきました。1日当たりのごみとしては2.2キロから3.2キログラムということで結果が得られております。

20ページの下から2行目のところで、平成19年度に実施した53地点の2.4キログラムとほぼ同程度であったということで書いてございますが、これは訂正させていただきたいと思っております、2.4キログラムというのは実は実際1網当たりの量でございます、1操業日当たりには何度か網を引くということで、これとの比較はできないということで、ほかの2漁協でも出てまいりますけれども、ここは訂正させていただければと思います。

それから、21ページ、22ページで、河川からの流入みたいなものが関係しているんじゃないかということで、降雨量との比較みたいなこともやってみてございますけれども、今回三、四カ月実施しております、その間で大きな雨とか台風とかもございませんでしたので、そういうものが影響しているか、あまり明確な関連性というものは出すことができてございません。

安芸津漁協については以上でございます。

時間が押してきてしまっておりまして、恐縮ですが、残りの2つの漁協については非常

に手短にご説明させていただきます。

24ページ、香川県の小豆島の土庄中央漁協でございます。

土庄の中央漁協につきましては、手繰の第2種、これはつめなしでございますが、それから手繰の第3種、これはつめありで操業しております、同じ海域で漁法の違いによる回収の比較が期待できるということで実施しております。実際に後ろのほうで書いておりますけれども、量がやはり違うという結果をきちんとデータで出すことができております。

それから、受け入れ側の土庄町は従来から海岸清掃ごみ等を埋め立てごみということで受け入れておりましたので、海底ごみについても同様の取り扱いということで対応していただきました。それから、ここでも19年度の調査結果等で海底ごみの状況をご説明しまして、最終的には焼却処分の可能性についてもいい感触をお聞きすることができました。

それから、この土庄でも、秋津とは別の形ですが、24ページの中段の右側に袋が書いてございますが、これはゴマを輸入したときに使っているような網の袋でして、これも水はけがよいということで町から提案があって使っております。それから、かなり土庄町との話し合いを重ねることで円滑に実験が実施できたということでございます。

個別の項目については、恐縮ですが、はしよらせていただきます。

それで、次に35ページ、愛媛県の新居浜の垣生漁協についてご説明いたします。

新居浜の垣生漁協につきましては、愛媛県でも漁場環境保全創造事業ということで経年的に実施しております。この事業で、海底ごみを分別することなしに受け入れております。新居浜市のほうで20年度から処分場の状況が変わりまして、分別をきちんとしなければならぬということで、ここでは今まで分別に取り組んでいなかった組合員の方にも分別に取り組んでいただいたと。当初はとてもそんなのは無理ですと言われたところではあったんですけども、いろいろ組合のほうで調整していただいて、かなりそういったところにも分別に取り組んでいただいたと。ただ、やっぱり最後まできっちりというところまでは行かなかったものですから、最終的には施設側での条件が合うように、組合の女性部にご協力いただいて分別を実施したということでございます。

ここにつきましても個別の項目ははしよらせていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

【田中部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対してご質問なりご意見があればお願いしたいと思います。後の取り組みに役立つ情報であるかという点から見ていただければと思います。いかがでしょ

うか。

じゃ、私からスタートということで。この持ち帰りごみの中には一般的には人口ごみと自然由来のごみがあると思うんですけども、一般的には自然由来のごみというのは海に返して人口ごみだけを持ち帰っている、これが実態でしょうか。

【環境省（中野）】　そういうことでございます。海の上で網を引いたときに漁業者さんのほうで魚とかを選別されたときに残ったヒトデとかというものは、最終的に穴のほうから返しているということでございます。

【田中部会長】　それから、データですけども、例えば20ページのデータがありますよね。1日当たりのという量でしているんですけども、ほかのデータなんかを見ると、底網の面積ですね、平方キロメートル当たりのごみの量とかそういうものがあると将来の推定に役立つんじゃないかと思うんですけども、漁業のこの1日というのが何時間やっているのか、何平方キロメートルを底引きしているのかというので、平方キロメートル当たりの回収量とかそういうようなデータにしておいたほうが将来の推計に役立つんじゃないかなという気もするんですけども、それはできるんでしょうか。

【環境省（中野）】　ご指摘のとおりでして、できれば、今回実施した結果として、そういったデータもとっておけばと。具体的には、例えば船にGPSを積んで、航行した距離とかがわかるようにというような取り組みまで実施できれば、面積当たりということを出すことも可能であったと思っておりますけれども、今回はそこまでの取り組みができてございませんで、あとは操業の時間ですとか、航行の速度みたいなところは漁業者から聞き取りということはできますけれども、なかなか誤差も大きく出るんじゃないかなということで、そういった形での数字は今回は出してございません。今後の実証実験とかの際にそういったものもぜひとっていきたいと思っております。

【田中部会長】　ついでに幾つか。自治体が引き取って処理するという海底ごみの量ですけども、私が推定するのに、自治体で処理する量に比べて海底ごみというのは非常に小さい割合を占めるのではないかなという気がするんですけども。例えば0.01%以下とかね。大体病院ごみ、感染性廃棄物の比率なんか1%以下。それぞれの病院から出てくるやつをすべて入れても、家庭ごみの総排出量の1%以下とかそのオーダーですので、それに比べればもっと小さいので、0.1%以下という割合ではないかなという気がするんですけども、自治体の方からのコメントもいただければと思うんですけども。

そうであれば、いろいろ炉が傷むとか、分別しないといけないという程度がどの程度ま

でシビアにきくのか。分別も基本的にはガラス類、金属類を分けていただくとありがたいなという程度で、少しぐらいは大ざっぱなところもあっても、いいとは言わないけれども、許されるんじゃないかなと。30年前の炉とは違って、最近の炉では非常に高度な技術を駆使して焼却していますので、最初のくんだりで、海底ごみは炉が傷むということがあるのでというのでスタートしていますけれども、そんなことがまだあるのかどうかというのも自治体の方のコメントもいただきたい点です。

あと、釣り客のごみが入ったら、それを除かなくちゃならないということの必要性もね。分ければ、それを今度は別な形でまた自治体で処理しているわけだから、一緒に持ち込んでもらったほうが自治体としてはむしろよくて、分けたやつがどこに行くのかというので考えると、それも分ける必要があるのかというのも疑問に思うんですけれども、その辺も、できれば、事務局じゃなくても、委員の方でご意見があればと思います。

【環境省（中野）】 まず量的なところのお話でございますけれども、今回、19ページをごらんいただければと思いますが、安芸津につきましては表2.4-1で年間の処理量、可燃ごみですけれども、これが1万トン程度になってございます。それに対して、安芸津のほうで搬入したごみといいますのが、17ページの下から2行目をごらんいただければと思いますが、可燃ごみ、9月から12月までで、190キロ、110キロ、70キロということで、数百キログラム、0.1トン程度ということで、施設での処理量に比べて非常に少ないということでございます。

【田中部会長】 1万トンに対して、1年間でも1トンぐらいですよ。

【環境省（中野）】 そうですね、変動はあると思いますけれども、多く見積もっても数トン程度ということで、非常に少ないと言えるかと思えます。

【田中部会長】 というより、今言ったように0.01%程度ですよ。

【環境省（中野）】 そうですね。

【田中部会長】 というのが実態だということで、それらを一般のごみとよく攪拌して処理していただくというと、悪い影響があったとしても非常に希釈されるということが期待できるのではないかという気がしますが。

自治体の方で、引き受けている自治体、例えば物部さん、いかがでしょうか。あるいは山田さん。

【物部委員】 倉敷の物部です。

田中先生の言われるとおりで、倉敷でも海底ごみをお受けしておりますけれども、割合

的には、協力をいただくところが少ないということもあるかと思いますが、現実に入っているごみは0.0何%とかそういうオーダーだと思います。

自治体で一番心配するのは、受け入れた中に、最初に投入するときに、後ほど出てきますけれども、網とか長いものとか、これを最初にホッパーとかそこへ入れるときにひっかかって、クレーンがとまって、炉をとめるしかないということが起こるのを一番おそれているだけで、言われたような、それを除けば、多少のものが入っていても、これは対応可能かなという気はします。

【田中部会長】 それで、網とか釣り道具に関連したものは、もし持っていくとすれば小さく破碎、切断して持ち込めば問題ないと考えていいですかね。

【物部委員】 そういうことですね。市でも当然そういう施設を持っているので、分けてあれば対応はできるということです。

【田中部会長】 山田委員、いかがでしょうか。

【山田委員】 岡山市の山田ですけれども、岡山市も同じです。

【田中部会長】 したがって、分別は、今の話を聞くと、適正処理困難な長い糸状のもの、繊維状のもの、網だとか網だとか、そういうものが一番困るので、それを分けていただく。できればガラス類、金属類は分けて、それ以外は問題ないと考えていいんでしょうかね。

ということで、分別というのが、きょうの事例から見れば、2つ目のほうは埋め立て処分しているときは何でもよかったよと。分別も必要でなかったということで、後がどうなるかということで、埋め立ての場合は必ずしも炉に行かないんですから、燃えるものと燃えないごみを分ける必要がないと。炉があれば、燃えるものと燃えないものを分けるという意味であるということですが、その分けるという意味が、主として長いもの。だから、クレーンとかでとるときに巻き込まれて機材の運転に支障を来すようなものは分けてくださいと。できればガラス類、金属類は、どうせ燃えないんだから分けておいてくださいと。少しぐらい入ったって、家庭から出ているごみにも可燃ごみにそういうものも入っているのと同じように、あったからといって困るものではないと。だけど、燃えないものだから、入れないでくださいと。ガラス類と金属類はほんとうに分ければ売れるんですよ。金属類は高い値段がついているので、分ければそれは売却できる可能性があるので、きちんと分ければ金属類は売却できると思いますけれども。

ほかに皆さん方からの……。大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 2点ほど、意見と質問があります。

まず1点は、今回3組合で詳細に調査しているんですけども、ここは協力していただける組合だったということだと思うんです。こういう、我々が今検討しなければならないことは、協力してもらえない組合の意見がどういうことがあるのかということ把握することが重要だと思います。45、46ページ、一応3組合以外の意見もまとめられてはいますが、このあたりをきちんと整理して、何が協力の障害になるのかということ整理されたほうがいいのかというのが第1点です。

それと、29ページの中ごろに「空き缶やペットボトルについては、資源としてリサイクルすることは困難であるとの回答を得た」という表現があるんです。これはどういう理由で困難であるのかということを確認することが大事なことだと思います。というのは、船の中で分別するのは非常に大変なことだということは報告書の中で書かれております。それが漁業者の負担になっているということが書かれていますので、もし資源としてリサイクルすることが困難であるというのが正当な理由であれば、不燃物と可燃物2つだけでの分別で済むわけですから、随分楽になるという。ですから、このあたりの理由を把握することが重要なことかなと思います。

以上です。

【田中部会長】 事務局から何かございますか。

【環境省(中野)】 今の資源ごみの話でございしますが、47ページの3段落目のところにその問題点を今後の課題として挙げさせていただいております。それで、受け入れられない理由というのは、汚れとか泥など、あとは劣化ということではぼろぼろになっている、そういう問題で資源として取り扱いができないと。ただ、これにはどの程度のものだったら受け入れられて、どの程度以上だったらというところがあると思いますので、そこは全く受け入れられないということであれば、分別の手間の軽減ということで、もうそれはリサイクルをあきらめるということもございしますが、市町村にこんなものですがということを示して、リサイクルできるということであればそれはリサイクルに回すという対応も、その後の対応としてはあるかと考えております。

【田中部会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【塩飽委員】 座ったままで失礼します。水島財団の塩飽と申します。

先ほど大澤委員からもお話がありました、やはり確かに協力してもらえるところ、そうでないところにいかに広げていくかということもこれからぜひ検討していかないといいな

と思うんですが、まず1つ、できるところからやっていくというのもこの中に趣旨としてあったかと思いますが、その中でお伺いしたいんですが、今回調査をしていただいたこの漁協と自治体さんで、調査期間が終わった後で実際に継続されているのか、また、それが継続できていないという場合に、何がそこで問題があるのかということ、あと、それは漁協、それから行政だけではなくて、漁業者の方も、実際に結構いろいろと拝見しましたら、分別にボランティアの方も参加していただいたりということがあったみたいですが、その方たちに今後継続して実際にこの取り組みをやっていくということで何か実際にやってみての感想とか問題点とかというヒアリングのようなことをもしされていたらお伺いしたいと思います。

【環境省（中野）】 今回取り組んでいただく際にその後の対応というのは条件づけしていないわけですが、今回取り組んでいただいた3漁協、それから、その処理に協力いただいた市町村でも、今後も引き続き同じような形で進めるということで、いい感触をいただいているところが結構多かったと聞いております。

ただ、例えば新居浜市では今後は受け入れられないということはお聞きしていますが、それはごみの埋め立て処分の変更との関係で、いろいろごみの区分でありますとか、今の制度を今後いろいろ変えるというところの関係がありまして、そこが落ちつくまでは扱いははっきりしないということで、できませんという話もございましたけれども、今回の実験をすることで、漁協、それから組合のほうには非常に理解が進んだということで効果があったと思っております。

【田中部会長】 ありがとうございます。

いいでしょうか、塩飽さん。

【塩飽委員】 漁業者の方はどんなですか、実際やられた方たちは。やってみて、ふだんされている方も結構おられたみたいですが。

【環境省（中野）】 安芸津の漁協はずっと取り組んでいたと。それから、小豆島の土庄は、清掃ごみの回収はやっていたんですけども、今回海底ごみの回収もしますと。はっきりどうだということではないんですが、漁協がやっぱりリーダーシップをとってやっていたいておりまして、今後もそういったことを続けていきたいということで、漁協主導で今後検討されていくとお聞きしております。

【田中部会長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見をどうぞ。大久保委員。

【大久保委員】 聞き漏らしたかもわかりませんが、分別というところでごみの出どころ、陸域からのごみばかりのように書かれているんですけども、船具とか漁具とかというのが昔問題になっていたんですけども、そういうものがたまたまないような海域を主に調査したということでとらえてよろしいでしょうか。

【環境省（中野）】 いえ、そういったことではございません。今回実験を行う際にはそういったことはしておりません。それから、漁具とかにつきましては、一部海底から揚げたものも入っていたりはするんですけども、厳密に考えると、それは同じように引き揚げられた海底ごみじゃないかという話はあるんですが、そこは、網というのは漁業で出たごみということですので、ほかの陸域から行くようなレジ袋とかの取り扱いとは違って、漁業者、漁協のほうで一般の漁具のごみと同様に業者にお願いしますということで対応していただいております。

【大久保委員】 その比率はどのぐらいなんですか。

【環境省（中野）】 海の底から揚げたものということだと、ほとんどなかったということがございます。ただ、そこで破損した漁具とか何とかが出たというところは、そこは確認しておりません。

【大久保委員】 ありがとうございます。

その線で見ますと、今のところは大きな降雨もなかったもので、相関もないですけども、降雨量とごみの回収量の関係のグラフで、降水量を上下反転させると多分見やすくなる。細かいことですけども、図面の……。

【田中部会長】 表示の仕方ですよ。

【大久保委員】 図2. 5-3とかがありますね。これは両方とも下から上に伸びているようなグラフになっていますけれども、これは逆にしたらちゃんとかみ合わせて見やすくなると思います。

【田中部会長】 ほかに。どうぞ。

【本田委員】 ここにおる中で、現業者というか、漁業者ということで出席させていただいて、2点ほど事務局にお尋ねさせていただきます。

1点については、今、モデル組合というのか、手を挙げてくれて3漁協、安芸津、土庄、垣生という組合が非常に積極的に参加してこういう事例が出てきたということで、これについて、事務局というか、行政からどういうフォローをされたのか、あるいはほんとうに自主的なものだったのか。

我々が一番関心を持つのは、海底ごみについては特異なものだから、やはり漁場環境整備という考え方のもとにいろいろ自分らも汗をかくべきだし、汗をかいていかなきゃいかんということでございますけれども、瀬戸内海の非常に厳しい現状の中ではなかなかそのところが難しいということで、きょうの3例のような形で積極性がどの辺まであって、どの辺までがフォローされてそういう形ができたのか。そういう輪が広がっていくことが海底ごみの今後の回収について一番参考にすべきかなということで、その点を1点お尋ねします。

【環境省（中野）】 今回応募いただいたところは、応募の事情というのはいろいろありまして、実際に応募いただいたところにヒアリングをすると、必ずしも全面的に積極的にということで応募いただいたわけでもないところも見受けられました。ただ、そこに今行われているいろいろな取り組み、この検討会で得られた調査結果みたいなことでいろいろご説明したりとか、それから、どういうところが問題かということで、それを、受け入れに協力いただける市町村との関係で解決できるものかどうなのかということ、漁業者と市町村の状況を聞いて、そのところを私どもで調整したということでございます。

市町村では、先ほどのお話にもございましたけれども、量が大丈夫かとか、変なものが入ってこないのか、流木みたいなものもあるんじゃないのか、それから、処理困難物が持ち込まれるんじゃないかとか、いろいろ懸念されているところがありまして、そこも調査結果で丁寧に説明するというので、それから、実際に事業を行っている間にこんなものが揚がっていますということをごらんいただくことで協力ができたと。

それから、漁業者も、いろいろ市町村に受け入れていただく際には分別ということが非常に問題だと。ただ、そのところも、当初はそんなことはできないと言われていたところもありましたけれども、そこにつきましても、事業を進めていく中でやはりだんだん理解が得られていくということもありまして、そういったところをどこか、今回の事業につきましても私どもの事務所でさせていただきましたけれども、それを、海底ごみがごみ問題ということであれば、例えば県とか市の廃棄物政策部局にそういったところのつなぎをしていただく。それから、その際に特に漁業者とのつなぎのところを県とか市の水産部局にもサポートいただくみたいなことで、両者の理解が進むように仲立ちをしていただければ進めていけるんじゃないかと思っております。

【本田委員】 ご説明がわかったようで、わからんようで。基本的にごみは過去ずっと各自治体の責任において処理をするという形が基本点で、そういう形で持ち帰っても各自

治体が受け取らない、受け取りにくい、財政的にも厳しい。じゃ、災害的なものがあったら海へ出てくる。それが流れ着いて沿岸地域の自治体が泣かんならん。そういうことじゃ困るからということいろいろお願いやら、関心を持っていただいて、きょうの事務局のように、国のほうでいろいろなところまではやっぱりフォローせにゃいかんだろうなということできょうの会議になったと勝手な解釈をしておるわけです。

だから、全部、国も自治体も漁業者も、あるいはボランティアも、いろんな方が、最終的には海へ出てくるということで、それは今、海底ごみの問題だけで、この次にはまた漂着ごみについても、すべてのものがそういう形であるのを始末していくためのものとしては、もう一歩進んだ行政のほう、中央のほうが頑張っていただかなんたら前に進まんのかなという気がして。

それともう1点、今3例であるように、モニタリングもされていろいろある程度把握されたいと思うけれども、いわゆる底引き網の操業許可範囲内が、この図面にも出ているように、そこしかやれないということで、実際ほかの規制区域でどの程度なのか、操業区域ではいつもやるから、それほどには揚がってこない。けれども、実際たまっておるところもあるけれども、漁師がそっちへ行きよったら何なという部分があったりして、その辺のところをもうちょっとどういうふうに把握されておるのかなということをお尋ねということで。

【田中部会長】 わかりました。本田委員のご指摘は次の「推進のための手引」のところで議論する予定になっていますので、そこでやりたいと思います。

【本田委員】 はい。

【田中部会長】 今のは今年の実験の部分のデータあるいはヒアリングの結果についての質疑でした。それで、いろいろわかったことがたくさんあったと思います。

じゃ、最後にご質問をお願いします。

【出路委員】 この報告書というのは、1つは、海ごみを減らしましょうという啓発の意味もあると思うんですが、その中で降水量とごみの量とは関係ないという形で表記が終わっているのはちょっとつらいなと思います。私ども整備局では浮遊ごみの清掃をやっておりますが、日々の清掃の中で、あるいは年間的な統計の中で非常に大きな相関を持っているというのがわかっておりますので、このままの表現はうまく……。

【田中部会長】 これは海底ごみとの関連で、浮遊ごみとの関連じゃないんですね。

【出路委員】 それがちょっと読みにくい。人によっては、ごみと降水量は関係ないと

いうふうに取り取られるかもしれないので、その辺の危惧がございますので、少しお考えになってもらいたいと。

【田中部会長】 わかりました。表現に気をつけろということですよ。ですから、漂着ごみとか浮遊ごみはその関係は強くあると思いますけれども、海底ごみについては必ずしも言えないという結論でした。

【環境省（中野）】 ここは今回の実験している期間とか、その間の雨の状況もございましたので、はっきりは傾向は確認できなかったという表現にとどめておるつもりですが、関係がないということで誤解を招かないように、表現は工夫したいと思っております。

【田中部会長】 お願いします。

大体時間が参りましたので、次にバトンタッチしたいと思いますけれども、今さっきの議論をもとにして、後の推進のためにどうしたらいいかという議論につなげればよいと思います。それじゃ、次の柳部会長にバトンタッチします。

【柳部会長】 それでは、報告書の第3章「海ごみ対応キャンペーン事業について」ということですが、事務局からご報告をお願いします。

【環境省（水信）】 それでは、事務局から海ごみ対応キャンペーン事業の説明について申し上げたいと思います。

まずこちら、資料の報告書の49ページをごらんくださいませ。

平成20年6月3日、第2回の専門部会合同部会決定として次の3つの事業を採択させていただきました。具体的には、体験型イベントによる子供への啓発、2つ目としましては海ごみシンポジウムの開催、3つ目としましては各種機会をとらえた幅広い主体に対する広報活動ということになっております。

背景としましてはこちら、瀬戸内海のごみの多くは基本的に陸域、すなわち河川流域、あと沿岸流域におけるごみの放置・投棄によって流入して発生しているものと考えられまして、その内容の中ではプラスチック系容器包装ごみをはじめとする生活系のごみが大半を占めているという結論が出ております。これらに対して効果的に陸域の発生を阻止するためには、効果的に普及啓発をする必要があるのではないかと。特にその中、6月3日の専門部会の意見としましては、子供を対象に普及啓発をするべきではないか、あと、家族ぐるみでそういった情報を伝えるべきではないかという意見が出されたところでございます。

それらを踏まえまして、49ページ、体験型イベントによる子供への啓発と、2つ目としまして海ごみシンポジウムの開催、3つ目としまして各種主体への積極的な広報活動ということが採択されております。以下、これらの事業活動の中身、成果と課題、あと、それにつきまして今後残された課題について説明を差し上げたいと思います。

まず、体験型イベントによる子供への啓発がございます。こちらは主に2つの事業を今年度は行いました。海辺の自然学校IN笠岡、あともう1つ、51ページがございますやまぐちいきいきエコフェア、こちらの2つでございます。

簡単に概略だけ説明をさせていただきます。海辺の自然学校IN笠岡では、こちら国土交通省中国地方整備局が進める「瀬戸内海環境改修計画」の中の取り組みの1つとして、環境学習の機会をつくってということになっております。こちらの合同部会では、そうした他の環境学習の機会に海ごみをテーマに環境学習のカリキュラムに取り組んでくれないかという動きができるのではないかという意見があったのを踏まえて、こちらの環境学習に海ごみをテーマとした座学の授業、また、実際の海ごみの内容について話を子供たち、小学生に対して行ったということでございます。

こちらの成果としましては、子供たちに「おもちゃ」「アート」「写真」などを通じて、好奇心から環境問題、海ごみ問題の一端に触れてもらうという成果が上げられたということになっております。

ただ、一方、課題としましては、保護者の方から、では、海ごみによって何人の人が亡くなったんですか、どういった海洋における生態系への悪影響があるんですかという問いに対して端的に被害状況を説明することができなかったということがございまして、海ごみ特有の問題、海ごみの被害が総体的であるというところがどうしても問題としてあるものでございますから、そこについて端的に、こういった被害があるんですよといった説明ができるような資料が必要であるということが課題として挙げられました。

2つ目としまして、やまぐちいきいきエコフェア、こちらは瀬戸内海環境保全協会さんの協力をいただきまして、ブースを設けて海ごみの展示を行わせていただきました。

そちらで得られた成果としましては、こちら、52ページの写真、コカ・コーラの瓶があるんですけども、こういった瓶に、一般の参加者の方がよくごらんいただいた上で、懐かしいという声がたくさん聞こえてきて、こういったアートですかデザインといったものを皮切りに、では、これって何の問題なのという形で、海ごみを知らなかった人が興味を持たれるという場合が多かったということが成果として挙げられてございます。

ただ、課題としてあるのは、同時に、実際に来られている方がどうしてもほかの物産展に対して行かれているお客様がほとんどでして、なかなか海ごみの説明をするという時間が設けられなかったというのが課題として挙げられます。

では、もう1つ、大きな柱の2つ目に移らせていただきます。こちらは海ごみシンポジウムの開催ということで、昨年12月に行われました高梁川がむすぶ「うみ・まち・やま」シンポジウムの開催を行わせていただきました。ページとしては58ページになります。

こちらで行われましたのは、海ごみ対策の調査・検討結果についての報告、並びに東ちづるさん、女優による基調講演、そして海ごみに関するパネルディスカッション、こちらの3部構成でシンポジウムを開催させていただきました。

成果として得られましたのは、61ページをごらんいただければと思います。61ページのシンポジウムのアンケートの中の「職業」のところでした、幅広い層の方から参加をいただいたということが挙げられるかと思います。

ただ、一方で課題としましてはその上、「シンポジウムに参加した年齢」ということで、こちらは当初は若年層といいますか、若者に対してということでした。シンポジウムを仕掛けたつもりではあったのですが、なかなかそうした層には浸透することができなかったということが課題として挙げられると同時に、海ごみについての理解という、63ページのところを開いていただきたいのですが、こちらではほとんど海ごみを知っている方がシンポジウムに参加されているということでした、海ごみを知らない方に広く広報するという目的は達成できなかったという反省点がございます。

そしてまた一方でこちら、今後の課題として挙げられるのは、65ページをごらんいただきたいのですが、海ごみを実際に引き揚げる船に乗るエコツアーがあるとしたら、子供と一緒に乗ってみたいですかという、大人の方に対する問いに対しては、多くの方が乗ってみたい、80%を超える方がそういった答えを出されているという結論が得られました。

最後に、第3の柱になるんですが、68ページをごらんいただければと思います。こちらは3.3.2となっておりますが、3.4の間違いです。失礼しました。「関係当事者による回収処理・発生抑制の取組の一層の働きかけ」ということで、以下の項目について広報させていただきました。加えて、こちらには記載がないんですけども、瀬戸内海環境保全協会さんの協力によって、海ごみサミットの中に環境省の職員が海ごみに対する説明をさせていただくという機会を2回ほど設けさせていただいております。

そして、今後の課題ということに移らせていただきます。68ページの下のほうをごら

んいただければと思います。主に大きな課題としては3つございます。

海ごみ問題をやさしく伝える教材の活用及び作成というものがございます。何かと申しますと、海ごみの被害を端的に伝える教材が不足しているということが、環境学習を行う主体から数多く寄せられているのが現状でございます、そうした海ごみのメカニズムをやさしく子供たちに伝える教材が必要なのではないかとということでございます。

2つ目としまして、次のシンポジウムにおける課題ということになっておりまして、こちらは先ほど申し上げた幅広い層への広報がさらに必要であるということで、マスコミに訴える種類ですとか、あと、広報活動の内容について課題を残したということになっております。

そして最後、3点目としまして、70ページをごらんいただきたいんですが、70ページの2つ目、環境大臣表彰を視野に入れた海ごみ対策功労者への表彰制度ということになっております。こちらは海ごみ対策の表彰制度ということになっているんですが、実際に、こちらは先ほど本田委員からもおっしゃいました、先験的に回収処理をされている方ですとか、積極的にボランティアの活動をされている方を、海ごみに関する活動を切り口にして表彰しようということになっております。

先ほどの説明の中で補足でございますが、実際海ごみの教材をつくるということが課題として取り上げられたというところで1点補足でございます。そうした声はどこから上がってきたのかという話でして、55ページをごらんいただきたいんですが、こちら、海ごみのみならず環境学習を行っている主体に対して、海ごみをテーマとして説明をしてほしい、教材として取り上げてほしいということをごちらの事務局から以下の主体に対して交渉をしに行ったということになっております。詳細はこちらをごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

【柳部会長】 ありがとうございます。

では、今のご報告に関してコメント、ご質問がありましたら、どうぞ。

【小島委員】 J E A Nクリーンアップ全国事務局の小島でございます。

シンポジウムのときに私どもが貸し出し用の展示物として皆様にお使いいただいている漂着物のトランクミュージアムというものをご活用いただき、ありがとうございました。

このときは、理由は忘れましたが、同時に展示にはご活用いただいていたかと思うんですが、ごみの端的な被害がわかりやすく伝えられる資料の不足という課題があ

ったと思うんですけども、私どもでトランクと同じように動物たちへの被害、絡まりとか誤飲・誤食などの実態を写真のパネルで表現したものを貸し出し用の資料として保有しておりますので、ご記憶にとどめていただいて、またの機会がありましたらぜひお使いいただければと思います。

【柳部会長】　　今のはよろしいですね。さっきのコメントでは、特に海底ごみの生物に対する被害とかというのがわからないというコメントだったと。それは多分ないんじゃないですかね。ありますか、J E A Nに。

【小島委員】　　海底ごみで生態系等にどういう被害があるかというのがビジュアル化された資料というのが非常に不足しているんです。現状は、トランクの1つを水島財団さんにご提供して、回収された海底ごみの実物をそこに詰めて展示ということはあるんですが、被害といいますとなかなか映像記録等も難しく、これまで聞き及んでおりますのでは、プラスチックのフィルム状のシートなどが海底に張りつくことによって、その下に空気の循環が滞ってヘドロ化するとか、現象としてはお聞きしているんですけども、見てわかりやすく伝えるすべが今までなくて、ぜひこの部会から具体的な提案とかが出てきて、資料をつくるときの役に立てられればなどは思っていますけれども、現存はないです。

【柳部会長】　　ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ、本田さん。

【本田委員】　　今の説明を聞く中でちょっとヒントとして、思いついたことで申しわけないんですけども、僕も最初に言うたように、海底ごみ、漁場環境整備ということで、連携したもので全国的ないわゆるN P Oのような形で進めていく1つの方法として、先日、岡山県の沿岸市長会議というのが岡山であって、その中で我々は海上保安部の紹介のもとに海難救助・救済会議というのが、これは全国組織がございまして、岡山県にもございまして、それが災害時の、いわゆる陸上の交通が麻痺するような形になった場合は救済会と災害救助というものをマッチングさせて、いろいろ地震の折とかあいう16年の16号台風の折のような形で救済会と陸の消防とか、あるいはそういったものが連携しましょうという調印式が先日あったんじゃないけれども、たまたま常務は海難救済会の岡山県の福会長という形で同席させていただいて、いいことだなと思ったように、今のいろいろと関係各位の努力でここまで来たやつを、いわゆる環境整備という形と、海底ごみの駆除という形で今、全国的に我々は県の水産課の指導のもとに長年やってきておるアマモ場の再生という形で自然環境の整備を特に進めてきておる、そういったものとマッチングさすならある

いは余計に広がりができるんじゃないかなと思ったので、今、提案というより参考にしていただいて前へ進めていただけたらありがたいなと思って提案させていただきます。

【柳部会長】 確認ですが、今、本田さんが言われたのは、ごみを取るだけじゃなしに、アマモが増えるというのは、環境改善も同時にやろうということですか。

【本田委員】 今言われたように、ナイロンが海底に沈んで、藻を生やそうにも、種をまいても生えてこんとか何とかという、そういう問題がいろいろ、底引き網でやれんところにはそういう実態がたくさんあるということです。

【柳部会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【藤原委員】 藤原と申します。

今、日生の組合長さんがおっしゃったんですけれども、あと、その他のところで資料を渡させていただいたときにまた詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、海底ごみの回収事業として岡山県の水産課と環境管理課に非常に私たちの意見を取り上げていただきまして、厚くご指導いただきながら全瀬戸内海の県を河川に向かってすべて市町村に行っております。その中で、瀬戸内海を今1日3回か4回転ぐらい私は動いているんですけれども、と同時に海底ごみから川ごみにというふうに、環境改善、環境の浄化、すべての啓発をほんとうにあらゆる手段を使って啓発していきたいと思っております。

その中で、瀬戸内海が、私たちがこの町長とも漁業組合の方とも協力を得て、また香川県にも熱いお言葉をいただいてほんとうに力を得ているんですけれども、それと同時に、アマモの啓発もしていきたいと、この間組合長さんとお約束をさせていただき、県でアマモのための、私たちは子供たちの学習指導をさせていただいて、ほんとうにありがたかったなと思っております。

この委員になってほんとうにいろんなことを私たちの中に生み出していただいて、引っ張り出していただいて活動ができるということは大変にありがたいと思いますし、今は県が1つになって私たちに協力していただいておりますが、こういういい形のところで環境省も立ち上がられているんですから、これをここで終わるというのではなくてやっぱり持続するということが大切だと思いますので、私たち民もほんとうに行政さんたちのご指導を受けてまいりたいと思いますので、すべてのことを頑張っていきたいと思っています。アマモもほんとうに大切なことですので、入ってまいります。よろしく願いいたします。

【柳部会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。星加さん、どうぞ。

【星加委員】 最初の水信さんの説明の中で、瀬戸内海のごみのかなりの部分が陸から入ってくるものだというお話があったと思うんですが、我々がやっているいろんなごみの見積もりの中で、一応瀬戸内海には年間5,600トンぐらいごみが入ってくるわけですが、そのうちの7割ぐらいが陸域から入ってくるもので、残りの3割が海の中で発生する。つまり、漁業関係とか、きょうは漁業者の方もいらっしゃると思うんですが、そういうかなり、3割にも達するぐらいのものが海域の中で発生するという結果が出ています。これはまた対策というところでもかかわってくると思うんですけども、そういう意味で、瀬戸内海のごみというものに対する認識を少しここでまた新たにしなきゃいけないんじゃないかなと思います。

【野稻委員】 倉敷市の中学校で教員をしております野稻と申します。

学校教育が啓発にかかわる役割というのは大きいと思うんですが、先ほどいろいろなイベントをされますけれども、やっぱりすそ野を最も大きく広げようと思ったら、恒常的に学校現場で使える教材のパッケージというのが必要ではないかと思います。

私の学校では来月に、ここにも委員でおられます水島財団の塩飽研究員をお呼びしまして海ごみの講演をしていただくようにしておるんですが、その前に1年生では川の、水島を流れる用水の講演もしていただいております。そういうふうに、近くに講師を招いてできる環境があればいいんですけども、なかなかそうもいかないということになれば、プレゼンの資料と、だれでも使えるような解説と、できれば貸し出しができるような実物と、そういうものがパッケージになったものが県の委員会、今回は、私は現場の教員ですが、委員会関係の方がだれもいらっしゃらないのが残念なんです、そういうところもベースになってつくっていく。それも、教科書等では地球温暖化とか世界的なものはたくさん出てくるんですが、地域に密着した教材というのは非常に少ないのが現状です。子供たちは自分が見た地域とか見た場所とか、そういうものが画像に映ったり言葉に出てくると非常に興味・関心が高くなります。だから、例えば倉敷なら倉敷の、岡山市の、岡山県のというような、例えば海ごみなりいろんな海の環境なりの教材というのをつくっていくこと。

それからもう1つは、指導者への研修・啓発が必要だと思われま。これも委員会とかは今、実は教員は非常にたくさんの研修を半分無理やりさせられるわけですけども、この中に体験的、例えば底引き漁船に研修の中で新しい先生方を全部乗せようとか、そういう動きということがあれば非常にインパクトとして広がっていくのではないかなと。特に小学校や中学校の先生方のすそ野が広がれば、教材としてたくさんの人への啓発というの

は効果が大きいのではないかと思います。個人的には、海や川への体験がものすごく少なくなっている現状ですから、海や川を子供たちは知らないし、遊んだことがない子供たちがたくさんおるので、この辺をどうしていくかは難しいんですが、とりあえずごみとかそういうことについては、すそ野を広げることはパッケージ化で可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【環境省（水信）】 野稻委員がおっしゃいますとおり、パッケージ化というのが必要でして、それを広げるための県の教育委員会に対する協力というのが今後の課題として挙がってくると思います。視覚化という意味では小島委員、塩飽委員の協力のもとに、よりよい教材づくりということで次年度以降、事業として行えるのであれば行っていきたいと考えています。

以上です。

【柳部会長】 どうぞ。

【曾根委員】 曾根と申します。RSKの報道の現場におります。

きょうの話の中で幾つか感じる部分がありまして、最初のところに、19年度の審議はこういう形であった、それに基づいて20年度はこういうことをやったんだという、その追認をやる会なんですか。と申しますのは、僕は発生抑制部会にいて、いろんな議論があって、じゃ、どうしていきますかという議論を具体化したのがこういうことだったということなのかもしれないんですけども、いろんな取り組みをなさることについて、僕らはそれを見ているだけなのかという感じがするんです。だから、実際にこういうことをやりましょうとか、こういうことをやるんですよとかという話が、6月3日と言われましたけれども、あったのかどうかという気が1つしています。

それから、決して否定するつもりはありませんし、そういう活動が1つずつ実を結んでいくということも事実だろうという気はしておりますが、もう1つ感じている点というのは、いわゆる国がどうだからとか行政がどうだからという部分以外の発生抑制の面でいけば、民の力を使った取り組みといいますか、枠組みをつくらないと前に行かないのかもしれないという話は部会の段階ではやらせていただいて、いわゆる基金の話が前回の中間まとめのときにあったんじゃないかと思いますが、今回一切その一行も触れられていないと。これは、さっき追認するのかと申しましたけれども、我々の意見というのは書き込まれないということであるならば、一体何年間かの活動という部分は、じゃ、どこに残るんだという気がするんです。その辺はどういうふうにお考えになっているか。

【柳部会長】 これは私から言おうと思っていたんですが、基金が今年のところで出ていたんですけども、今言われたように、今年度のところに全く出ていないので、その理由を言ってください。

【環境省（水信）】 こちら、実際に6月3日に行われた取りまとめの中では基金の記述はございました。その上で、平成20年度事業として基金のほうは検討を加えたんですけども、実際に使える基金の、活用される基金の中身というのが検討の結果なかなか出てこなかったというのが現状でございます。申し上げますと、実際にそうした検討した経緯と、実際に検討したけれどもこういった部分で難しかったといった理由の部分を実はこちらの報告書で挙げるべきだったということで事務局の側も反省しております。それを踏まえまして、そうした基金の検討と、そこまでに至らなかった事実で、行われた検討のところまでをこちらに記述して修正として反映させていただければと思っております。

加えて、先ほど曾根委員から、こちらの専門部会は追認する機関なのかというお話があったんですけども、事務局としてはそのようには考えておりませんで、あくまでこちら事務局としてはたたき台として事業の意見を出させていただいた上で、それらをもとにして委員の先生方に活発な議論をしていただいて、その上で挙げられた課題について今後検討していくという位置づけで考えておりますので、決められた課題について今後とも検討していこうと考えておりますので、どうぞ活発に意見を出していただいて今後のあり方を検討していただければと考えています。

以上です。

【柳部会長】 曾根さん、よろしいですか。そういうことで、基金に関してはある意味ではこれは事務局のミスだと思いますけれども、全く討議したことが書かれていないので、ここに書いてもらうようにします。

特にほかにございませんか。時間がないので、あと2つ議題が残っていますから、何かあれば、また最後にもう一回返ってくるので、よろしくをお願いします。

では、よろしくをお願いします。

【田中部会長】 それでは、海ごみ回収処理の推進のための手引について審議したいと思います。早速、時間が10分ぐらいおくらせていますので、事務局よりお願いします。

【JANUS（加藤）】 それでは、事務局の補助をさせていただいております日本エヌ・ユー・エスの加藤と申します。よろしくお願いたします。

まず、資料－1別添ということで「海ごみ回収処理の推進のための手引」というものを

ご説明させていただきます。

まず、この表題ですけれども、「海ごみ」となっておりまして、本来は、実際には海底ごみの処理の推進の内容として記載させていただいているんですけれども、広く漂流・漂着ごみを回収したときにも参考にしていただきたいという意味も込めまして「海ごみ」という表記をさせていただいております。その点、ちょっとご説明させていただきます。

それでは、本書ですけれども、まず、配布対象者として現在考えておりますのが、漁業協同組合、市町村の廃棄物政策部局、廃棄物の処理部局、そして市町村や県の水産課の方をメインといたしました関係者を想定して作成させていただきました。

本書の構成の特徴といたしましては、当初、例えば漁業者の方だけにとりまして市町村の方だけにとりましてという形での取りまとめというものも考えたのですが、今回は、案としては、漁業者の方であっても、市町村さんの役割、また負担の部分というのがわかる形でまとめさせていただいたという部分が特徴としてございます。

最初にページをめくっていただいて、目次ですけれども、本書は、まず本書の位置づけ、そして2番に総論、3番に各論、4番に具体的な事項の解説というような、4部構成をさせていただいております。

まず、本書の位置づけですけれども、今回、平成20年度の実証実験を踏まえまして、また平成19年度の事業の結果なんかを踏まえまして記載させていただいたものでございます。

まず、本書は、瀬戸内海の漁業者によって現在社会貢献的に行われている海底ごみの回収・処理、こういった取り組みをさらに推進・拡大していくために、地域の方々が協力して漁業者の負担を軽減するために協力体制を築いていくための注意点、そういったものをまとめたものであるということで記載させていただきました。

次の2ページ目に図1ということでイメージ図を書かせていただきましたが、本書によって漁業者、行政機関、そして市民の方々がうまく連携できるようなもの、具体的なノウハウの部分を書かせていただいたものでございます。今回は、平成20年度事業では環境省の方が仲介役ということで、漁業者の方と行政機関の間に立って調整させていただいたということになりますが、本来広くその活動を広げていくためには、その仲介の部分で本書による部分というのがあれば、多少その部分でのお手伝いができるのではないかと考えております。

本日は時間がございませんので、まず総論の部分、1番「関係者」ということで、具体

的に関係者はだれかということで、現在大まかな役割ということで記載させていただきました。

まず1番として、自治体の方々には回収した海ごみの処分を担当していただきたいということで記載させていただいております。漁業者の方には、海ごみの回収及び自治体の処分の推進のために必要な分別について可能な限り行っていただきたいということで記載させていただきました。また、漁業協同組合さんについては、自治体と漁業者のパイプ役としての役割ということで、漁業者の持ち帰った海底ごみの回収活動を支援して、回収された廃棄物の管理、保管などを行っていただきたいということで記載させていただきました。また、関連行政機関ということで、ここでは具体的には県とか市の水産課の皆様とかを想定しておりますが、両者の円滑な協力関係の構築促進のために必要な情報提供を行っていただきたいということで記載させていただいております。そして、市民の皆様については、可能な限りで自治体、そして漁業者を支援する、そしてこういう海底ごみの持ち帰りということを理解していただきたいということで記載させていただきました。これらのものとは次元が違うんですけれども、民間の業者ということで、自治体さんの処理困難物の処理をお願いしたいということで記載させていただいております。

次に、4ページに2.2「円滑な協力体制の確立のための基本的考え」ということで、括弧の中に記載させていただいております。今回の平成20年度の実証実験で得られた大きなところといいますのは、やはり漁業者の皆様の、どうやって海底ごみをとってきているのか、そして自治体さんもどのようにしてごみ処理をしていらっしゃるのか、それぞれの立場、また、そういうものをお互いに理解するということがとても大切ではないかと。実際に我々も当初ごみの受け入れは困難だとおっしゃるところにお話を聞きに行つて、実際お話しすることによって理解が進んだという面がございます。この点を踏まえて、円滑な協力のためにはやはり両者が置かれているものを理解するということがとても大切ではないかということで記載させていただいております。

そしてまた、現状、この手引だけではどうしても解決できない部分もあるというのも事実ではございますが、できれば海底ごみの実態、地域によっても千差万別ということがありますので、そういう部分について相互に話し合いをしていただいたり、解決策を考える努力をしていただいで進めていただきたいということでの記載をさせていただきました。

次に、各論ということでご説明いたします。

時間がありませんので、3の各論につきましては、まず3.1として市町村の廃棄物政

策部局・廃棄物処理部局の方、そして3. 2として市町村及び県の水産部局の担当の方、3. 3として漁業協同組合の方、3. 4として漁業者の方、3. 5として関連行政機関の方、3. 6として市民の方ということで構成しておりますが、大きなところとしてある部分で、市町村さんの廃棄物政策部局と水産関係部局、漁業者の皆様のところを中心にご説明させていただきたいと思います。

まず、市町村の廃棄物政策部局・処理部局につきましては、括弧の中に記載してあるとおりでございます。現状では、下の図2に示してありますように、瀬戸内海においては多くの自治体で現状でも海底ごみを受け入れていただいているというのが事実でございます。一層これを引き続きご理解いただき進めていただきたいということでお願いをしているところでございます。

ただ、実際には平成19年度に行われたアンケートにおいてもやはり混入物の問題とかそういう困っている点というも挙げられているのが事実でございますので、その点をどうやって解決していくのかというのがポイントで、本手引にも記載させていただいているところでございます。

まず、一番大きいところとして廃棄物政策部局の方々には、漁業への一層の理解ということで6ページに書かせていただきました。海底ごみといった場合に、どうしても広い海から揚がってくるごみということで、どれぐらいの量のごみが揚がるのか、一体何隻の船があるのか、そういったことが全くわからない状況で判断しなければならないというのが現状でございます。そういったところで、まず、後でも書いてあるんですが、漁業への理解をしていただきたいということで記載させていただきました。具体的には、廃棄物部局の方がそれをなかなかご自分でやるというのは非常に難しいという部分もありますので、県の水産部局とか市町村の水産関係の方と連携をしていただくということで、ある程度ごみの想定量というのも計算できるのではないかとということでお示ししているところでございます。

7ページに処理困難物の明確な掲示ということで、今回も漁業者の方といろいろな取り組みをいたしまして、その過程で、やはり明確に市で受け入れられないものについてはきちんと提示していただきたいと。

また、分別の指導については、実際の市民の方々に分別をお願いしている部分が基本となると思いますが、実際の海底ごみの実情に合った形での処理、例えば手間をかけて分別をしても、結局その分別に合った処理がされないというケースもございますので、その

点をご指導いただきたいということで記載させていただいております。

次に、9ページに県・市の水産部局の方々にお願いしたいことを記載させていただきました。具体的には、県の水産部局の方々には市町村に、例えば漁法ですとか許可期間ですとか操業範囲、そして経営体の数、具体的には例えば公表資料なんかもございますので、こういったものをご助言いただければ、ある程度のごみの量というのは、参考ではございますが、平成19年度、そして20年度の結果から、ごみの量というのをお出しすることができるのではないかと考えております。

時間がございませんので、最後に漁業協同組合さんと漁業者の方々にお願いしたいということをご記載させていただいております。それが11ページから15ページまででございます。

漁業者、そして漁業協同組合の皆様においては、本調査期間中でも、例えば原油の高騰とか魚価の低迷という非常に不安定な要素がある中で、海底ごみを積極的に回収して持ち帰っていただくということにご協力していただいた部分でございます。一番大きいのはやはり可能な部分でごみを持ち帰っていただきたいということをお願いしたいということをご記載させていただきました。そして、水分とか塩分という、自治体さんの懸念事項というものもございますが、例えば保管容器を、かごを使っただくとか、そういう工夫である程度それが緩和できるのではないかとこのところ、現場のアイデアみたいなものを記載させていただいたところがございます。具体的には15ページの写真にあるようなものでございます。

最後に、第4章「具体的な事項の解説」ということで記載させていただきました。

まず一番大きいのは、もし海底ごみを持ち帰るというアイデアがあったときに一番何をしなければいけないかといいますと、おそらく事前準備というものをしないといけないだろうということで記載させていただいております。事前準備といいますのは、先ほどご説明させていただきましたように、その地区でどういった漁業が行われているのかということをごまず知っていただいたり、例えば保管の部分ですとか回収の部分というものが自治体さんのほうでどういう協力ができるのか、そしてできないのかというのを明示していただくというところです。また、漁業者の方々とその点を話し合っただくという場もとても大切ではないかと考えております。

また、今回の取り組みでとても大切だったのが、20ページに写真を掲示しておりますが、海底ごみのこういったものが受け入れ可能なかどうかというのを処理部局の方に実

際に見ていただくというスキームがとても重要ではないかと考えております。それは、搬入の際も事前に海底ごみというものを持っていきますということで連絡をしていただくことによって、市町村さんも安心して、実際に見ていただいて、搬入可能かどうかという判断をしていただけると。それを早い段階に相互に確認していただくことによってトラブルというのは回避できるのではないかと考えております。また、実際に会うだけではなくて、現在ではデジタルカメラとか携帯のカメラなんかもございますので、そういったものを活用していただくということでも可能ではないかと考えております。

最後に、23ページに若干海底ごみの回収想定量ということで、粗削りではございますが、月当たりの算定量ということで、平成20年度の取り組み、そして19年度の取り組みで値を記載させていただいております。

以上でございます。

【田中部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対してご質問があればお願いしたいと思います。大澤委員。

【大澤委員】 幾つかあるんですが、まず大きいところからですが、この文体自体が、何々していただきたいという表現とか、何々を提案するという表現なんですが、委員会報告としてこういう表現が適切なかどうかというのがちょっと違和感を感じました。断言できる内容は少ないですから、こういう表現にしたんだと思うんですが、例えば何とかが望まれるとか、望ましいとかという表現にするのが私の感覚としては普通かなという気はしました。

それと、3ページに関係者ということで各主体が書かれているんですけども、この順番の問題が、まず自治体があつて、漁業者があつて、漁業協同組合があつて、関連行政機関。自治体と関連行政機関の区別がどうなのかというのもあるんですが。それから市民が来てという順番ですが、この順番が適切なかどうかという。廃棄物というか、海ごみが出る順番からすると、まず漁業者が来て、漁業協同組合が来て、自治体に来て、そしてそれをフォローする関連行政機関が来る、市民が来るというのが普通の順番かなという気もしました。

それともう1つ、ここで書かれている順番とそれ以降の各論の順番が違う。自治体が最初になって、各論、5ページからの順番からすると、市町村が来て、2番目に市町村及び県の水産部局、そして漁業協同組合、漁業者という、3ページとかなり順番が違うという、このあたりも整理することが必要だろうと思います。

それともう1つ、小さいことですが、5ページで市町村の廃棄物処理・政策部局のやるべきこととして、処理計画にこの海ごみの処理ということを計画に入れたほうが良いという書き方をしているんですが、基本的に焼却施設、処理施設をつくる場合には、海ごみを含めて良いという形は今のところはありませんので、災害ごみは入れて良いというふうにはなっているんですが、海ごみを災害ごみと解釈することが可能なかどうかというのが気になりました。

あと幾つか、細かいことですが、例えば廃棄物処理施設の容量という表現が、一般的に容量という表現はしませんので、能力という表現をします。そういう表現の問題で、ダブりもありますし、そのあたりの修正が幾つか必要なという気はしました。

【田中部会長】 以上でしょうか。その件はそのとおりですので、後で直していただきます。それから、細かい点は具体的にここをこうしろというのでファクスなりメールなりで送っていただいて、その反映を可能な限りしていただくということで統一したいと思います。

ほかにございますか。本田委員。

【本田委員】 海底ごみで、漁業者のかかわりが一番大きいんじゃないけれども、今言うように、お願いしますとかどうとかというやつがあるんじゃないけれども、今まで関心を持っていろいろな形で行政のご指導もいただきながら、支援いただきながら、例をとって言うと、岡山県でも水産課などの指導で、かなりの組合については、規模の大きいところではごみステーションというような形のものまで設置していただいたりして、それも地区地区で、市町村で皆同じ形じゃなしに、料金の要るところ、あるいはとってきておいたら帰ってくるところ、いろいろまちまちという形があるし、加えて、小さいところは対象外のようなところじゃし、小さい組合でとってきたら、それをどこまで自分らの車で、要するに協同組合で職員が、女の人が事務員1人とかというところでも、そういうものを持って戻っても始末に困るということで、その辺の役割分担というのか、どの辺までがやっていただけるのかということで、みんなお互いに頑張ろうやということがどこまで言えるのか、言えんのかということが我々は一番関心のあることで、今後それをつなげていくにはそれが一番大事なところだろうということです。

全体の漁業者を考えた意見としてご理解いただきたいのが、やはりそういったことで非常に環境の厳しい中での、漁業者も多面的な機能がいろいろあるから、そういったものができるものはやってくるけれども、それがほんとうに厳しい燃油高騰とか以来、瀬戸内海

の漁業者がいかに貧しいか、いかにそこまで余裕がないかということも、現場の実態を把握していただいて、それなりな形で、環境整備でもうちょっと潤うような形ならさらにいいことなので、その辺のところはやっぱり地方自治も疲弊しておるところで、先日も環境庁の長官じゃないけれども、環境問題というのは地球的なグローバルな形で今言われておるところじゃから、こういったところが基本じゃないかと思うので、いろいろ中央のほうに特にお願いというか、その辺をもうちょっと前向きに考えていただけたらありがたいということで、これはお願いとして一言。

【田中部会長】 先日のシンポジウムで本田さんから斉藤環境大臣に直接お願いをしておりますので。めったにない機会でしたけれども。

どうぞ。

【小島委員】 2点ございます。

まず質問で、どういう方々に活用していただきたいかという意図はわかっているんですけども、この配布ですとか実際の活用方法、特に漁協さんとか、組織があるところはそういうところを通じてお配りして読んでいただくということでもいいかと思うんですけども、市民という非常にあいまいな表現があるので、やはりせっかくおつくりになるものなので、どうやって活用してもらうかというのをきちんと決めておくとか、意見を出し合ったほうが有効だと思います。

それともう1点、表紙のところの名称で「海ごみ」とした理由というのを加藤さんからご説明がありました。実際には海底ごみを対象としたものだけでも、漂流・漂着ごみにも応用できることを想定してこんな名前にしたとなっているんですけども、実際に漂流・漂着ごみとなりますと、関係する主体の中に海岸管理者というのが明記されるべきという大前提の違いが出てきますので、表現をされるときにそのあたりもわかりやすく工夫して記述していただきたいと思います。

【田中部会長】 小島委員のご発言でした。

どうぞ、田中さん。

【田中委員】 岡山県水産課の田中でございます。

この手引の中で、処理施設に搬入できないものとの区別というのがあるんですが、現実には持ち帰りをさせていただく中でこのことが実はかなり大きな問題でして、処理施設に持ち込めないものを区別するまでにはいいんですけども、それをどうするのかという話ですよ。非常に大きなタイヤとか、テレビとか、冷蔵庫まで揚がってくるということで、私ど

もでは現実のそれに対する対応としては、漁協に渡して県のお金で処分しているんですけども、その問題というのは必ず出てくるということがございます。それをどうするのかという話ですね。現場で一番お困りになることだと思います。それが1点と、ただ、ここじゃ書きにくいですよ、どこか払うところを決めておけというのは。ただ、産廃処理業者にお金を払って出すしかないんで、その辺のことがあるということは意識しておいていただきたい。これはそれぞれの現場でそれぞれの関係者で相談して解決するしかないのかもわかりませんが。

それと、本田委員さんからもご紹介いただいたんですけども、私どもでは沿岸7市すべてで一応ごみの持ち帰り運動、漁業者によるごみの持ち帰りはすべての市で取り組みをしておりますけれども、すべての漁協ではないということで、すべての漁協で取り組みができるように引き続き努力をしていこうとしているんですけども、ごみステーションが12カ所ほどございます。一応、きょうのご説明の中にもありましたけれども、勝手に釣り客がごみをほうり込まないような工夫なんかもしてやっておりますけれども、ただ、そういったごみの持ち帰りというのはこれから広げていくわけですが、それ以上に大事な問題というのがやっぱり発生抑制の問題だと思うんです。きょうは降水量との関係も出ておりましたけれども、降水量と回帰式でごみの量をあれするような相関関係には全くないわけですけども、大雨等による増水がありますと海底ごみは確実に増えます。そういった増水期に大量に海底ごみが増えるということは、流れ込むだけのごみが河川流域にあるということですから、その辺の発生抑制をどうするかというあたりは引き続き大きな課題として明記しておいていただくべきなのかなと。

その発生抑制の問題についてはきょう藤原さんからもご発言がございましたけれども、流域住民への周知とかいろんな活動の中でご協力をいただくべきところというのはやっぱりNPOの皆さんだと思うんです。きょう、グリーンパートナーおかやまの藤原さんも水島財団の塩飽さんもお見えでございますけれども、やはりそういった意味ではNPOの方々の活動といいますか、役割というのは非常に大きいものがあるのではないかと。そういった意味で、この手引の中では市民という漠然とした表現しかないんですけども、その辺でどうお考えになっているのか。既に非常に活発に活動もしていただいていますし、やはりNPOとのパートナーシップというのは非常に重要になってくるんだと思うんです。その辺の位置づけといいますか、お考えを明確にされたほうがいいのではないかなという気がいたします。

それともう1つ、アマモの話も、アマモとセットでのありがたいお話もいただいたんですが、このアマモについても実はNPOとのパートナーシップというのが非常に重要だと私どもは思っています、おかげさまでここ20年、本田さんがお見えになっていますけれども、漁業者の方のご協力で、560ヘクタールまで減っていたアマモ場が1,270ヘクタールまで回復することができました。これからさらに広げていくとすれば、やはりNPOの方のご協力ということが非常に重要になってまいりますので、今そういったNPOの方や一般市民の方を対象にガイドブックをつくっております。以前、アマモの再生技術のマニュアル化したんですけれども、ガイドブックをつくっております、そういったものを活用して、海ごみ対策とアマモをあわせてそういった形で広げていきたいと思っています。

それともう1つ、長くなって申しわけないんですけれども、今までも議論になっては消えていたようなテーマだと思うんですけれども、底引きができる場所でないと海ごみの回収ができない。それじゃ、底引きのできないところはどうかという話ですよね。藻場等があって、藻類の植生があるようなところは当然できませんけれども、そういった場所でもごみのたまる場所はあるんです。そういった場所については当然違法操業という形で漁業はできませんけれども、ただ、方法はありまして、いわゆる清掃作業として、漁業操業ではない、漁業行為ではなくて清掃作業として期間を定めて海上保安部さんにも届けをして、水産行政機関がきちっと認めた上で漁協の共同作業として行うということであれば可能でございます。ただ、それが無秩序なやり方で違法操業につながってはいけませんので、あくまでも漁協としてのきちっとした枠組みの中での取り組みということでございますので、そういったことも視野に入れておくべきなのかなと思います。

長くなりまして済みません。以上でございます。

【田中部会長】 ありがとうございます。今後の課題にもつながるポイントをご指摘いただきました。

ほかにございますか。どうぞ。

【宮林委員】 広島県の農林水産局の宮林といいます。

うちのほうでも手引の中で少しお伺いしたいというか、考え方が、再整理をされているんだと思うんですけれども、この手引の中では水産の振興の立場から費用負担の願いをしたりとかという表現が結構あります。冒頭の1ページのところに、おそらく海ごみの原因者によって処理すべきではないかという議論の中から、後半では費用負担の話が若干出

てくるんですけども、水産の立場から言わせていただきますと、なかなか水産振興の観点から海ごみの回収を永続的にやっていくというのは非常に困難ではないかなというのが現実の問題としては感じております。水産庁の補助事業なんかでもいろいろあるわけですけども、やはり産業施策というのはどうしても投資に対する見返りというところを求められてきますので、そういうところで、続けるきっかけづくりにはなっても、永続的には難しいのかなというイメージは持っております。

尾道市とか安芸津のことも、冒頭は行政で一たん支援をして、そこから続けていただいているという部分が若干あります。ただ、そこはあくまで漁業者側の負担がかなり大きいというのも事実でして、やはり本来、じゃ、これはだれがやるのかという部分がおそらく、先ほど若干お話もありましたように、法律上の整備も含めやっていくべきじゃないかなというのは一般的に「ああ」というようなイメージはあります。ただ、それをやっていくのは非常に時間がかかるし、それまでにはならないんだろーとは思っていますが、一定程度考えを進めないで、前回のさきの報告の中にも、うまくいかなかった事例というのは何例かありまして、うちの県でも2例ほどありますけれども、ごみを受け入れられる方の自治体の立場から言うと、やはりなるべく、ごみは産廃と一般の区別があって、産廃は受け入れたくないという基本的な考え方はあるんだと思います。だから、その部分をうまくクリアできていなくて多分うまくいかなかったんじゃないかと思っているので、その辺はやはりちゃんとやっていくには避けては通れないのかなというイメージがございます。

安芸津でやっていただいた例で、今何で続けているかという理由の1つに、海づくり大会の中で安芸津のごみの回収というのが、本県でやったときに表彰されまして、そういったことでずっと続けているということで、先ほど紹介があった表彰とかあいつたことも1つのインセンティブというか、やる気を起こさせる例になるんだと思っております。

以上です。

【田中部会長】 ありがとうございます。持続的な回収をどうするかというのは課題ですよ。

曾根委員、どうぞ。

【曾根委員】 これはごみ回収処理推進のための手引なんですけれども、これを例えば読ませていただいて、それこそ関係者が難しいなと思いつながら読んでいく、それで、これは金が出るのか、出ないのかをこれを見て判断するみたいな手引なのかなという気がするんです。例えば海ごみゼロへの挑戦とか、アメリカの今の大統領がそういう言葉を言って、

「for the people, by the people, of the people」と言った大統領がいると。住民のために、住民による、そして住民とともにというような、何かキーワードみたいなものを盛り込まれると、ああ、確かにそうだ。だから、瀬戸内海のごみ回収のための手引なのか、そうじゃなくて、この3つの部会というのはそもそも回収のためのことだけを検討したのではないのではないかなという気がするんです。手引をお出しになるのなら、違った意味で啓発にもなる、さっきハンドブックとおっしゃったんですかね、岡山県さんが言われていましたけれども、そんな形の、もっと簡潔にしちゃって出せるものがあるんじゃないかという気がいたしますが。

【田中部会長】 何かサブタイトルでこんなものをつければいいというアイデアはありますか。

【曾根委員】 さっき言いました。

【田中部会長】 いや、海ごみ用にね、美しい海、漁業環境整備のためにとか何か、そういう副題を入れてやる手もありますね。

【曾根委員】 そうですね。

【田中部会長】 ほかにございますか。どうぞ、藤原委員。

【藤原委員】 私は、助成金が出るとか出ないとかではなくて、ほんとうに立ち上がらなきゃいけないと思ったのは、この部会に入らせていただいて、環境省でも底引き網の対策はできないと6月におっしゃられたので、委員になっていて底引き網でそういう啓発ができないということは非常に私たちはつらかったので、じゃ、飯野さんに、お金はありませんが、いろんなところで助成金もとれるかとれないかわからないけれども、瀬戸内海に面した海から、河川から森へとすべての他県を回るということで、土庄に16号、18号の海ごみがまだあるということを知ったので、漁業組合さんと土庄町長に会いに行きました。

ですから、民がほんとうにやる気になるということがまずできないということがあって、やろうと思ったんですけれども、もっと、この間のシンポジウムでも寂しかったのが、行政さんが大変多かったことが寂しかったです。ですから、ほんとうに民を啓発して立ち上がらせるには、今、曾根検討員や田中課長さんが言われたようなものができなければ、行政さんが幾らこういういいものをつくられても、民はついてきません。お金をいただけるからだということでは動きません。やっぱりこの環境を守りたい、海ごみから守っていきたい、漁業組合の皆さんが大変にお苦しい立場の中で瀬戸内海を守ろうとしておられる、

その日生の漁業の方たちのお姿とか、いろんなことに打たれて立ち上がりました。

ですから、このシンポジウムは、私も曾根検討員も6月から何もこの検討員と呼ばれていなくてシンポジウムがぽこっと出てきて、これでいいのかなという寂しさは感じました。

【田中部会長】 ありがとうございます。

大体いいでしょうか。今の手引でいろいろご注文がございました。それを参考にさせていただきたいと思いますが、私のほうから確認ですけれども、海ごみの原因、大久保委員からもご指摘があったし、それから、星加委員からもありましたが、必ずしも陸上から投棄されたごみでないものが3割、4割あるので、その部分の発生抑制ですね。リユース、リデュース、あるいは場合によってはリサイクルも考えた発生抑制の点が少し追加されたほうがいいと思います。漁業や、あるいは海の上で活動している、釣りだとか、あるいは船に乗っているお客さんなどからも一般ごみとして、事業系ごみとして海に出ているものもあるというので、見てくれでは一般の日常生活から出ているというものが必ずしも陸上じゃなくて海上から投棄されているものもあるので、その発生抑制も考えましょうと。

それから、大澤委員からもご指摘があった、一般ごみの処理計画に海ごみ対策を視野に入れた計画をつくっていただくということが大事だと思うんですけれども、それは法律的にどうなるかというのは別にして、そうあるべきだと思うんです。だから、これぐらいを受け入れる計画で処理施設を整備する、処分施設を整備するというので、場合によっては県からの指導に、各市町村は一般廃棄物の処理計画をつくるのに海ごみ対策を視野に入れて対応するよという通達でもいただくと、市町村ははっと気がついて検討されていく、そういう仕組みがいいかなと。それで、役割のところは都道府県、県ですけれども、県の役割があまり明確になっていないですね。だから、県の各市町村に指導する立場の人の役割が入ってほしいなど。

あとはどうですかね。また後で気がついたところで。課題にも入るものがありますね。

じゃ、次の議題に移りたいと思いますので、磯部先生にお渡ししましょう。

【磯部部会長】 それでは、最後になりますが、3年間の成果と今後の課題につきましてご審議いただければと思います。

それじゃ、まず中野さんからご説明をお願いいたします。

【環境省（中野）】 それでは、お配りしております資料-2をごらんいただければと思います。平成18年度から20年度まで、この部会で検討してきた内容の取り組みの成果ということで、ごく簡単ではありますが、まとめさせていただいております。

時間もありませんので、簡単にご説明しますが、趣旨と開催概要というのは各委員ご存じのとおりでして、具体的な成果としましては、年度ごとに書かせていただいておりますけれども、まず18年度では、瀬戸内海のごみについての考え方、それから漂流・漂着、海底の資料等の整理、問題提起をしております。それから、海底ごみの調査も実施。それから、パンフレットなども作成して普及啓発しております。

19年度につきましては、事業者と市町村へのアンケートを実施しておるのと同時に、海底ごみの調査を53地点で実施して、その貴重なデータが得られたと。

2ページ目に移りまして、図2ということで各海域でのごみの量とかも示すことができました。それから、プラスチック類が個数で9割、重量でも4割ということ、特にスーパー・コンビニの袋（レジ袋）とかの割合が非常に高いと。日常生活に起因するものが最終的に海ごみになっているということで、瀬戸内全体にわたる各界各層に向けた普及啓発が必要というところにつながる非常に重要なデータが得られております。

3ページ目の上のところに、非常におなじみになりました、そこを裏づける個数ベース、重量ベースのデータが書かれております。

それから、3ページ目の下のほうで図4ということで、ごみの分布につきましても底泥等の輸送とかに似ているとか、密集した地域との関係というところでこのようなデータを示すことができっております。

4ページ目に参りまして、20年度につきましては、19年度の結果を踏まえまして、より詳細な回収処理の取り組みについての実験事業を実施しました。これで「海ごみの回収処理の推進のための手引」を作成することができまして、今後こういう手引を使って漁業者、それから自治体等へ働きかけを行っていく予定と。それから、発生抑制につきましては若年層をターゲットにした教材の作成等の普及啓発事業をしていきたいということで取りまとめてございます。

それから、今後の課題。先ほど来いろいろご意見等もございますけれども、今後の課題につきましては資料-1の73ページをごらんいただければと思いますけれども、今後考えられる検討課題と方向性、これは事務局で案として、あくまでたたき台として出させていただいておりますので、各委員の先生方からいろいろご意見をいただきまして修正、それから、きょうのご議論も踏まえて補足していきたいと思っておりますけれども、とりあえず事務局案として挙げさせていただいております。実態把握、発生抑制、回収処理の3つに分けて書かせていただいております。

実態把握につきましては、先ほど来もお話がありましたが、陸域、河川からの実態把握が重要ではないかと。今後取り組んでいく必要があると。

それから、微小な海ごみ、今現在では底引きの網にかかる、つめにひっかかるというところがございますので、微小なものというのは手つかずの状態。そのあたりもやっていく必要があるんじゃないかと。

それから、発生抑制につきましては、先ほど来もありましたが、教材をつくって、それを活用していこうと。

それから、さらに踏み込んだ体験型普及啓発のイベント等、回収船へのエコツアーみたいな話もございましたけれども、そんなものも進めていこうと。

それから、74ページに参りまして、発生抑制対策ということがございましたけれども、陸域等における不法投棄等の監視・規制、こういったものも回収処理の前提としてきちんと対策を考えていかなきゃならないと。海、海域ということもございましたので、そこも含めたような形が必要かと思えます。

それから、特定の発生源への排出抑制対策、これも重要と。

それから、各種表彰制度、これも有効という話がありますので、検討していきたいということで挙げてございます。

それから、回収処理につきましては、これは先ほど本田委員からいろいろご指摘がございましたところと関係しておりますけれども、まずは今現在先進的に取り組まれている漁業者のほうで、取り組まれているところを伸ばしていくという意味で、手引を使っていろいろ働きかけ、呼びかけをしていこうということ。

それから、そういう取り組みを伸ばすという意味で、まだまだ十分でない、いろいろ関係者をもっと広げてということもございましたので、広域的な取り組みについても考えていこうということも挙げてございます。

それから、重点的な回収処理の事業ということも、たまっているところについて本格的に進めていこうと。これは実際にたまっているところのデータとの兼ね合いもございますけれども、そういった本格的なものというのでも検討していかなければならないんじゃないかということで課題に挙げております。ここでは、先ほどの底引きでできないところでもたまっているところがあるという話もございましたので、そのところも含めての課題提起というのが必要かと思われます。

それから、最終的に地域全体での対応の枠組み、これは先ほど曾根委員からもこういう

全体的な、本格的な役割・対応というところの検討、なかなか今年度は進められなかったところでもございますけれども、今後の課題としてきちんと挙げさせていただきたいと思っております。みんなで全体での対応というところは、今先進的に取り組まれているところへの支援ということもあわせて検討が必要かということで挙げてございます。

共通的事項というところで表彰制度だけになっておりますので、このところの記載はまた考えたいと思っております。

以上、事務局からの今のたたき台として挙げさせていただいておりますけれども、各委員からいろいろご意見、それから、こんな課題もあるというところをさらに挙げていただきまして、今後の課題としてまとめたいと思っております。

以上でございます。

【磯部部会長】 どうもありがとうございます。

それでは、時間がかかなり押していますが、ご意見はございますか。どうぞ。

【田中部会長】 3年間の成果のところの2番目の「これまでの開催概要」、細かいところですけども、最後の行のところは「実態把握部会7回・発生抑制部会5回」といったような書き方で、「第7回」とかという「第」は必要ないですね。

それから、課題ですけども、既にいろんな委員からご指摘いただいたように、消極的に回収している、あるいは回収していない漁業組合に、どうしたら持ち帰りをしていただけるようにするかといったことが1つあるかなど。それをスムーズに喜んでやっていただけるようにする仕掛けなり支援の方法ですね。

2つ目は、今までにもできている取り組み、あるいはこういうネットワークも大切にしたいというので、こういう積み重ねてきてあるものの値打ちを再評価して、これを持続可能なものにしていくためにはどういうことをしたらいいかと。

それから、3点目は鉄混物というので、市町村にはできれば持ち込んでほしくないと言われるものについて検討しておくことが大事かなど。通常各家庭からでも鉄混物はいろいろ出てきているんですけども、市町村の対応がまちまちですが、少なくともこうしてほしいとか、こういう業者に持っていきなさいとか、そういう情報を提供して、きちんと、はねのけた場合にそれが環境汚染やいろんな問題を起こさないようなことは十分しておいて、少なくとも、持ってくれば一緒に考えて、お金を払えば処理しますとか、あるいは業者を紹介しますとかという形は必要かと思えます。

とりあえず以上です。

【磯部部会長】 ありがとうございます。

それでは、大久保委員から引き続きお願いします。

【大久保委員】 先ほどの手引の教材のところでは1枚入っていたところで、先ほどから何回か言われている区別の話で、海底ごみと漂着ごみ・漂流ごみを区別されていますが、物理的に見たら、これは同じペットボトルが、そこにあるから漂着ごみだけれども、あしたには海底に沈んでいるかもしれないし、海底というのも深海のイメージがあるんですけども、例えば沿岸帯の水深5メートル、6メートルぐらいのところでもたまたま沈んでいるやつでも海底ごみは海底ごみと。

だから、これを18年度の具体的な成果の3のところに区別するんだということを書いて、区別すること自体は別に悪いことはないと思うんですけども、ここでこういう断りをしなければいけないようなことはかえって障害、例えば先ほど1つ発言がありましたけれども、漂流ごみ・漂着ごみをやる場合は沿岸関係者の人も入ってもらわないといけないという話がありましたけれども、また、どこで見つかったかによって費用分担をだれがするかということの情報になるとかということであれば、そういう縦割りのもとになるような話は全部やめてしまって、やっぱり1つの物質循環の中のフレーズとしてとらえたほうが素直にいくんじゃないかなということで、わざわざこういうことを書いていただく必要はないんじゃないかという気がしました。

【磯部部会長】 ありがとうございます。

時間の関係で取りまとめてお答えいただきたいと思いますので、ほかにございますか。

それじゃ、今のお2人の先生方を事務局のほうでお願いできますか。

【環境省(中野)】 ご意見をもとに、成果と課題のところについて表現を検討したいと思います。

【磯部部会長】 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

それじゃ、私から、そこにグラフと地図がございしますが、これは一昨年、昨年度の委員の方はご存じのとおりですが、補正の仕方が、つめの長さというのが、実を言いますと、これは図2というか、図1がございませんで、ほんとうは図1だと思いますけれども、ごみの量の重量換算ですけれども、これがいわゆる手繰第2種、手繰第3種と申しますが、つめがついたものについていないもの、その小型底引きの種類によって、許可漁業でございまして、海域で分かれております。それを換算した海域と換算していない海域と申しますか、CとHという海域は換算してあります。そのほか、つめの長さによりまして、例

例えば燧灘のFというのが36センチのつめの長さで、例えば児島湾の海域が18センチというような、つめの長さによって深さ、掘る量が変わってくるということもございます。そのところを最終報告としてどうまとめるかということで検討をいただければと思います。

と申しますのが、つめの長さが長いほどたくさん回収ができるということになっておりまして、それと、ですから、先ほど言いました第2種、第3種というので、つめがあるのとないのというのと、その2つの関係で補正をされたらどうかと。むしろ回収可能なということと言えますと、補正をせずに出せば、その海域ではつめをつけた漁具は不可能であると。操業不可能ということになると、つめをつけて回収するということは、先ほど田中委員から、許可をもらってとか清掃という形でというのが入る可能性があるかもしれませんが、通常の操業で言いますと入れないということになると、通常の操業での回収可能量として補正をかけずに出す。それから、絶対量としてのごみとして補正をかけるという、その二重の表記があればよりわかりやすいのではないかというのが1点でございます。

それから、2枚目の人口との比較も、今、総人口というのではなくて人口密度でなっておりますが、平成の大合併がございまして、例えば福山市あるいは呉市のようなかなり大きな都市がほとんど人口密度が少なくなっております。そういう点でも、沿岸の人口というところでの総人口と、人口密度を使うときとを分けるということと、それから、流域を、これは日本海側のところまで地図が入っておりまして、沿岸人口というのとマッチしておりませんので、そこもご訂正といいますか、検討いただければというのがこれにつきましてです。

それから、先ほど出路委員からおっしゃっていただきました降雨量との関係でございしますが、これにつきましても訂正をということで、また最後にまとめて申し上げたいと思っておりますので、幾つか今後訂正箇所があると思っておりますけれども、もしそれで加藤さんから何かございましたら、お願いいたします。

【JANUS（加藤）】　　ご指摘ありがとうございます。

まず、ご指摘事項のつめの長さにつきましては、実態把握専門部会で委員の方々からいろいろ議論が出たところでございます。特に、つめの長さだけではなくて実際にはつめの角度ですとか、実際に海中でどのようにそれが機能しているのかということを明らかにすることは実際問題としては現実的には難しいと理解しております。ですから、可能で

あれば、補正という形ではなくて現状での回収量という形でまとめさせていただければと考えております。

あと、図4の沿岸人口のところにつきましては、今ご指摘がありましたように、人口密度だけでなく総人口についても一度検討するということで対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【磯部部会長】 それじゃ、そういうあたりでまた後で検討ということでよろしく願いいたします。

そのほか、細かい点、先ほどの部会というのを入れるとかがございましたが、ほかにございますか。それじゃ、まず塩飽委員から先に。

【塩飽委員】 たびたび失礼いたします。

前回の合同委員会的时候にも出た議論をまた繰り返すようで申しわけないんですけども、今年は3年間のまとめをされるということで、1つ、やはり今回この3年間でいろいろと明らかになってきたこと、それから、その中でいろんな課題等も出てきていると思います。

その中で、1つはやはり海のごみ、特に海底ごみの問題というのは近年になって明らかになってきた、今回こうして実態が相当明らかになってきたということで、今までの法律上の、廃掃法ですとかそういったものの中であまり盛り込まれていなかったものが新しく出てきたということで、こういったせっかくこの検討会で出てきた実態ですとかご意見、課題などを盛り込んで、新しい仕組みを法律も含めてぜひ検討する方向というのも考えていただきたいというのがあります。先ほど処理計画の中で海のごみは基本的に入らない、災害ごみという形でというお話もありましたが、やっぱりそういうふうな今の法律上ではなかなか対応し切れていないところがあると思いますので、そういったところをぜひ盛り込むような形での法改正も視野に入れた提言のようなものという形で今後検討していただきたいということ。

それからもう1つは、海のごみといっても、この調査の中でもありますように、河川からの流入、先ほども大雨のときなどに河川から流入も入ってくるというご意見もありますし、そういった中で海の沿岸部の自治体だけで対応というのはなかなか難しい、陸域も含めた全体的な問題として取り組まなければいけない課題であるということになると、やはりここは環境省さんにイニシアチブをとってこれから進めていただきたいというところが

ありますので、そういったことを今後の課題として、せつかくこの3年間行ってきた成果としてぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

【環境省（水信）】 わかりました。事務局から回答を申し上げます。先ほどの枠組みについてのお話ですけれども、廃棄物処理法を所管している本省の廃棄物対策課にこちらの情報を提供するとともに検討をお願いするという方向で参らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

【磯部部会長】 それじゃ、大久保委員からお願いします。

【大久保委員】 待っている間に答えがわかってしまったので、済みません。図3ですけれども、個数ベースと重量ベースがあって、重量ベースのほうは使いやすいんですけれども、個数ベースは大きさが小さいとかいろいろありますけれども、比重を仮定して逆に重量で換算したらボリュームになるのかなという気がするんですけれども、体積ベースのほうが一ひょっとしたら情報としてはいいのかなというか、それももしあればお願いします。

【磯部部会長】 今回の件は私も前から申し上げているんですが、重量ベースもということですが、いかがでしょうか。

【JANUS（加藤）】 図4につきましては重量ベースのものもございますので、それはあわせて表記させていただくということで対応可能でございます。

【大久保委員】 個数よりも体積ベースのほうが……。

【JANUS（加藤）】 海底ごみについては、体積というのがかさということになるんですけれども、実際、現場では測定しておりませんで、単純な値を掛けてやってみようかというのとはできると思うんですが、その意味するものというところでは検討が必要なのかなという部分はございます。実際ベースとして現場では体積というものははかっておりませんで、個数と重量というものです。ですから、先生のおっしゃるように、ある値を用いて換算するというのも可能ではございます。

【磯部部会長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。それじゃ、本田委員、どうぞ。

【本田委員】 最後に、3年間いろいろとここでお話を聞いたり勉強させていただいたんじゃないけれども、まだここで1点、自分でも、海の人間として、現場の人間としてここでも報告できなかったこととして、今後関心を持っていただきたいんじゃないけれども、日生的場合は定置網の多いところなんです。それで、災害後じゃなしに平日の季節風の強いやつ

が吹いた場合に、特別強かったら、どこから発生してくるのか、海底からナイロンが、泥、ヘドロというか、そういう汚れて海底へ沈んでおる分もあるんだろうし、あるいはなぎさで打ち上がった上へまた砂が堆積というような形であるのか、どこにあるのか、予想以上のものが、わからん部分があるごみが相当まだあるなというふうに。定置網を張って、しけたら魚がたくさん入るから張っておけというて張っても、ごみが入って袋の口がふさがってしもうて、魚が入らずにごみばかりが入るとい現象がこのところ多いんです。それはどこが発生源なのかというのが自分らでまだ把握できていないんですけれども、まだあることはあると言わざるを得るので、今後の課題としていろいろそういう部分もあるということをご認識いただいて、またいろいろご検討いただけたら、我々も一生懸命になります。

とにかく垂直護岸が瀬戸内海では七、八割までということですがけれども、島嶼部ではいろいろまだなぎさもあり、いろんなどころがあるということで、ほかのものと一緒になぎさで打ち上がって砂の上に埋まってしもうておったのが、そういうちょっとした波でまた砂が移動したら、それが浮いたナイロンごみになるということのかね。そういうところやら海底やら、ようわからんです。そういうものがあるということだけ、この記述の中にはないけれども、今後の問題点としてください。

勝手なことばかり申し上げて申しわけないけれども、以上。

【磯部部会長】 ありがとうございます。今の件、お願いということもございますが、よろしいでしょうか。何かコメントはございますか、ご回答は。よろしいですか。

それじゃ、どうぞ、小島委員。

【小島委員】 この部会での直接の検討内容とは違うんですけれども、大事なことだと思うので、一言だけ。

19日締め切りで、国立公園法の改正に対するパブリックコメントの募集がございました。それに関して海のごみ、海底も含めて、漂流・漂着ごみ、海底ごみ等についての国立公園での認識というのが非常に薄いんです。全く意見が出ていませんでした。私どもの団体からは海底ごみも含めて意見を提出したんですけれども、瀬戸内海は非常に風光明媚で国立公園地域も多いので、大変重要な視点だと思いますので、今後、課題というのとは違うと思いますけれども、やはりそういったことも認識の中に入れていただきたいと思って、一言申し添えます。

【磯部部会長】 ありがとうございます。特に環境省ということもございますので、何

かよろしいでしょうか、水信さんのほうで。

【環境省（水信）】 本田委員、小島委員からいただいた意見も、こちらの事務局案はたたき台ということですので、修正を踏まえた上で再度検討させていただきたいと思います。

【磯部部会長】 じゃ、ほかにございますか。ありがとうございます。

12時をちょっと過ぎておりますので、それでは、全体を通して何かございますか。最初からのので結構でございますが、ございませぬか。

それじゃ、時間を少しオーバーしておりますが、簡単にまとめといても、これだけご審議いただいたことをまとめるというのには時間があまりにも不足しておりますが、何点か申し上げたいと思います。

1点につきましては、私も申しましたし、出路委員、あるいは田中委員からも出ましたが、図表等についての精査につきましては部会長を含めて検討させていただくということも含めて、最終報告に向けて取りまとめていきたいと。

先ほどの雨量のことにつきましても、虫明という、岡山県の方はご存じかもしれませんが、河川のないと言っていいところの降雨量で換算されていますので、むしろ大河川の流域で降雨があれば、それが大量のごみを流すということが明らかでございますので、そのあたりも含めてまた最終でまとめていただきたいということでございます。

それから、何平方キロメートル、あるいは体積換算という計算がありまして、3年間の調査ではできていないところもあります。田中先生からご指摘の何平方キロメートルというのは、最初の海底ごみ1万3,000トン出したときに私が玉島沖というところでそれを計算して1万3,000トンを出したんですけれども、そういう点で、今後実態調査をどう進めていくかというあたりでも、重量、個数というのでやってきたわけですが、大久保先生あるいは田中先生からのご指摘のあたりも含めて、今後この部会としてというよりは、さらに調査を進めるに当たってというところの1つの視点かと思っております。

それから、星加先生からも、7割が陸からで、3割が海からではないかというご指摘、前、藤原先生あたりも8割ぐらいが陸からとか、いろんな、大体7割、8割というのに対して2割、3割が海からということですが、実態把握からいいますと、そのほか廃材あるいは土砂をどこまでごみと言うかというのは非常に難しいところもありますけれども、今ここで検討してきましたのは、小型底引き網あたりで回収可能というのに限られておまして、そういう点でも今後実態としてどこまでを見ていくかということもあるかと思えますし、鉄ということも、田中先生から最後に鉄類についてもお話がございましたが、そう

いう回収を自治体として、プラスチック系はするけれども、まだ鉄、アルミ、あるいはそういう金属類についてというあたりも含めて、丁寧に分けながら進んでいるところと、さらに課題として残るところを今後持っていく必要があるかなと思っております。

それから、規制区域につきましては田中委員からも共同漁業権の中でのお話がございました。清掃活動のような形で可能ではないかということ。従来から海上交通安全法の航路筋あるいは港湾区域というところにもかなりたまっているのではないかと。そういうところも含めて、結局、大久保委員からもご指摘のとおり、海岸にあるのがまた風化があれば海の中へ返っていくとか、逆に海岸に打ち上げられるとか、海域によってそれがまた流動しますので、そのあたりのも今後の課題かと思っております。

それから、金の問題というのがございまして、これも田中委員から、岡山県では搬入とか、粗大ごみと言っていいかどうかですが、テレビあるいはタイヤ等のそのあたりについては県が補助を出してというところでも、これは大澤委員からもございましたけれども、どういう関連自治体といいますか、関係自治体がやっていくかというのを、かなり実態でされているところもございまして、先進事例も入れながらまとめていくと、なるほどと腑に落ちることになっていくのかなと思っております。

それから、漁業者との関係で申しますと、本田委員からたくさんお話いただきまして、非常に私も勉強になっておりますが、特に漁場環境、これは田中委員からもおっしゃっていただきましたアマモ場を含めて、そのあたりとの関係で、いろんな補助金関係もあるかと思えますけれども、さらに手が打てるのではないかとということがございました。

塩飽委員からもありましたが、断られた漁協といいますか、今後どうするかという点で、そのあたりへの働きかけも含めて、海底のごみ、海岸のごみも含めてですが、ごみというだけじゃなくてさらに広がった形での環境整備の中に盛り込んでいくと。今、小島委員からも自然公園法の問題がありましたけれども、漁場環境整備という中で海底ごみも入れていくとか、いろんな形を出していく可能性もあるしというところで、連動させた形でのというのがございました。

それから、市民ということにつきましては藤原委員あるいは塩飽委員とかいろいろ、田中委員からも出していただきましたが、NPOといいますか、そのあたりはかなり重きを置きながら持っていくというのが1つですし、それからもう1つは、子供といいますか、将来を担う子供たち、教育の場でどうするかというので野稻委員からございましたけれども、パンフレットも含めて教育という、体験型とかいろいろありますけれども、そのあた

りをもう少しきちっとまとめていく必要があるのではないかとということです。

それから、一般市民に対してというのでどういう広報活動をしていくかというのが、きょうもマスコミの方にたくさんいらしていただいております、そういうことが今回のシンポジウムのアンケート結果でも、新聞を通して知ったとか、テレビを通して知ったという非常にたくさん意見が出ておりますので、そういうマスコミの関係者の皆さんを含めてどういう形の広報活動をしていったらいいかというのを、今回はそういう形で広くというあたりでまだとまっておりますけれども、また具体的に今後検討する必要があるのではないかと。

それから、先ほど関連行政機関とか関係行政機関ということですが、どちらにしてもごみの場合は市区町村処理というのが基本でございます、これは一般廃棄物的に扱うぞということではありますが、それに対して国とか県がどういう形でやっていくかと。その1つの見本が私はこの委員会、ここは検討会の専門部会でございますけれども、その中でできてきつつあるのではないかと感じがしております。環境省の皆さんにイニシアチブをとっていただいて、各行政機関あるいは漁業者の皆さん、それから関係市民の皆さんを巻き込んでという形でこの検討がなされたわけですし、これをどうこれから具体的に、お金の面も含めてと言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、やっていくのか。塩飽委員から法改正ということもございましたが、自然公園法のパブリックコメントはもう締め切られたみたいですが、そういう中にこの海底ごみなんかを確実に国としては位置づけるのだとか、県は搬入のところで補助金は出すのだとか、そういう具体的なのも含めて今後の検討課題かなという気がしております。

時間がございませんので、非常に雑駁なまとめをさせていただいて、まだ委員の皆様方のご意見をすべて取り上げているという気はいたしませんけれども、かなり深まった意見がといますか、ご議論がいただけたのではないかと。今後、きょうご発言いただいている皆様のご意見を、最後ですから、ほんとうはお1人ずつとは思っていたんですけども、時間がオーバーしておりますので、まことに申しわけございませんけれども、この簡単なまとめでご容赦いただきたいと。きょうご欠席の委員の方も含めて、まだ取りまとめの時間がございますので、メール、ファクス、電話、何でも結構ですので、事務局にお伝えいただきたいと思います。その件につきましては3部会長も含めて一応事務局と検討させていただいて最終案をまとめると。それから、2月19日に対策検討委員会がございしますので、そこに報告させていただいて、対策検討委員会として最終的にはこれをまとめて

いくということになります。

ということで、時間が参りましたので、そういう方向で進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。何かまとめに対しても、雑駁なまとめですので、もしそこは間違いとかということがあればまたご指摘いただければと思います。

それじゃ、10分ちょっと超過いたしておりますけれども、議事をこれで終了させていただきます。

じゃ、事務局にマイクをお返しいたします。

【環境省（牧）】 本日は大変ありがとうございました。

本日の皆様からのご意見を踏まえまして、2月19日の検討会への準備をさせていただこうと思っております。

なお、先ほど磯部部会長からもありましたように、部会長一任ということでご了解をいただきましたが、皆様方のご意見をまだまだいただきたいと思っておりますので、遠慮なく事務局へご連絡いただければ幸いです。

また、この後の予定でございますが、2月19日、3年間のまとめの検討会ということで予定しております。場所はこちらのコンベンションセンターということで予定しております。

それから、18年5月に実態把握の部会を立ち上げて以来2年8カ月ということでご議論いただいたわけでございます。大変お世話になりました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。また引き続き瀬戸内海の海ごみ対策を実施してまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

— 了 —